

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県トラック協会（以下「当協会」という。）定款第29条の規定に基づき、役員報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤役員とは、定款第22条第3項の専務理事及び常務理事をいう。
- (2) 非常勤役員とは常勤役員以外の理事及び監事をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であつて、その名称如何を問わず、費用とは明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等手数料の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(報酬の決定基準)

第3条 常勤役員及び非常勤役員の報酬は、総会の決議によって定められた総額の範囲内において、次条及び第5条に基づき決定するものとする。

(常勤役員報酬等)

第4条 常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。

2 報酬は年俸とし、当該各号に定める金額とする。

- (1) 専務理事 年800万円以下の範囲内で会長が定める額
- (2) 常務理事 年650万円以下の範囲内で会長が定める額

(非常勤役員報酬等)

第5条 非常勤役員が、会長の命を受けて東北圏外で開催される会議、行事等に出席した場合、都度、日額報酬として25,000円を支給する。ただし、同一の日に二つ以上の会議、行事等に出席したときは、重複して支給しない。

2 非常勤役員に対し、支払うことができる報酬額は、年350万円以内とする。（但し第8条で定める、非常勤役員の退任時に支払われる「退任慰労金」はこれに含めない。）

(日当)

第6条 常勤役員及び非常勤役員には、会議等への出席の都度、日当として5,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員への報酬は年俸額の12分の1の額を毎月支給するものとする。なお、報酬より控

除する額等、支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

- 2 非常勤の理事に対する日額報酬は、当該会議、行事等の出席毎に支給する。なお、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除するものとする。
- 3 前2項の報酬等は通貨をもって本人に支払うものとする。

(退任慰労金)

第8条 退任慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期終了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

- 2 常勤役員に対する支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする「退職金支給規程」に準ずる。
- 3 非常勤役員に対する支給の詳細は「役員退任慰労金支給規程」により別に定める。

(費用等)

第9条 当協会は役員等が職務の遂行に当たって負担した費用等については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める職員を対象とする給与規程に準ずる。

(公表)

第10条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第11条 この規程の改廃は総会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 平成26年5月30日 総会承認により一部改正(第5条第2項 年間上限額の引き上げ)

附則 平成27年5月27日 総会承認により一部改正(第8条第3項、第11条)

附則 平成29年5月26日 総会承認により一部改正(第4条第1項、第2項、第7条)